

さいたま市立大成中学校部活動育成会会則

第 1 条 この会は、さいたま市立大成中学校部活動育成会と称し、事務所を大成中学校（さいたま市大宮区大成町2-379）に置く。

第 2 条 この会は、部加入の生徒の保護者をもって組織し、当該保護者を会員とする。

第 3 条 この会は、さいたま市立大成中学校の教育活動に協力し、生徒が部活動を通して趣味特技を伸長し、集団生活の中で望ましい人格を形成することを目的とする。

第 4 条 この会は、その目的達成のために次の活動を行う。

1. 運営計画の立案
2. 各種指導者の委嘱
3. 各部運営費の補助
4. 各部大会への選手派遣
5. 部活動の監督
6. その他前条の目的を達成するために必要と認めた活動

第 5 条 前条の活動は、学校と協議して進める。

第 6 条 この会は、次の役員を置く。

- ・会長 1 名（会員）
- ・副会長 3 名（会員及び教頭）
- ・会計 2 名（会員）
- ・部長各部 1 名（会員）
- ・副部長各部若干名（会員）
- ・幹事 6 名（会員及び教職員）
- ・会計監査 2 名（会員）
- ・相談役（学校長）

第 7 条 役員の仕事の任務を次のように定める。

- ・会長はこの会を統括し、その代表となる。
- ・副会長は会長を助け、会長事故のあるときはその職務を代行する。
- ・部長は各部を代表して部の運営にあたる。
- ・副部長は部長を助け、部長事故のあるときはその職務を代行する。
- ・会計、幹事はそれぞれの会計事務、庶務全般の事務にあたる。
- ・会計監査は会計の監査にあたる。

第 8 条 役員の選出は次の方法による。

- ・会長、副会長は選考委員の推薦により部長会において選出し、総会で承認を得るものとする。
 - * 選考委員会は前年度部長をもって構成する。
- ・部長、副部長は各部の会員の互選により選出する。
- ・会計監査は総会において選出する。
- ・会計、幹事は会長が委嘱する。

第 9 条 外部指導者は正副部長の推薦を受け学校との協議により会長が委嘱する。

第 10 条 役員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。

補欠の任期は前任者の残任期間とする。

第 11 条 この会の会議は総会・部長会・部会とする。

- ・総会は会員の三分の一以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決める。
- ・総会は毎年度はじめに開き、予算・決算・役員承認、必要と認めた事項を審議する。
- ・部長会は正副会長・部長・幹事・会計をもって構成し、予算・決算の審議、会の運営について協議する。
- ・部会は部会員・顧問・指導者をもって構成し、部の運営を協議する。

- 第12条 この会の部は、年度初めに学校が公表し、教職員の指導者「顧問」を配した部活動とする。
所属する生徒は、毎年度調査を行い総会時まで確定する。
- 第13条 部の改廃は、学校との協議により年度ごとに定める。
- 第14条 この会の会費は、部長会の議決により年度ごとに定める。会員は、会長の指定する期日に会費を納入するものとする。
- 第15条 この会の経費は、会費をもってこれに充てる。
- 第16条 部加入生徒の事故責任は、その保護者が負うものとする。
- 第17条 この会の個人情報取扱いについては「さいたま市立大成中学校PTA個人情報取扱規則」に則り運営するものとする。
- 第18条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第19条 この会則の改廃は、総会の議決による。

- 附 則 この会則は、昭和50年5月11日より施行する。
この会則は、昭和60年5月11日定期総会で一部改正施行する。
この会則は、昭和62年5月9日定期総会で一部改正施行する。
この会則は、平成12年5月17日定期総会で一部改正施行する。
この会則は、平成13年5月11日定期総会で一部改正施行する。
この会則は、平成14年5月17日定期総会で一部改正施行する。
この会則は、平成16年5月13日定期総会で一部改正施行する。
この会則は、平成21年5月1日定期総会で一部改正施行する。
この会則は、平成30年5月11日定期総会で一部改正施行する。
この会則は、令和3年5月14日定期総会（書面）で一部改正施行する。

さいたま市立大成中学校部活動育成会 内 規

慶 弔 内 規

第 1 条 部活動育成会に関する者の慶弔見舞いの内規を次のとおり決める。

1. 慶 事 ・ 指 導 者 の み
 - イ. 結 婚 3, 0 0 0 円
 - ロ. 出 産 3, 0 0 0 円
2. 弔 事 ・ 会 員
 - イ. 本 人 5, 0 0 0 円
 - ロ. 生 徒 5, 0 0 0 円
- ・ 指 導 者
 - イ. 本 人 3, 0 0 0 円
 - ロ. 配 偶 者 3, 0 0 0 円
 - ハ. 同 居 の 父 母 3, 0 0 0 円

第 2 条 特別の事情のある場合は部長会において協議する。

奨 励 費 内 規

第 1 条 公式試合・発表会等で一定の成果があった部に対し、奨励費として規定の金額を本部会計より支出することができる。

第 2 条 奨励費の支出適用となる大会は次のとおりとする。

1. 運動部については県大会以上に出場する場合、奨励賞を贈ることができる。
 - (ア) 学校総合体育大会・・・[夏 季]
 - (イ) 新人体育大会・・・[秋 季]
 - (ウ) (ア)または(イ)に相当すると会長と学校が認めた場合。
2. 文化部については、コンクール・展覧会において県を代表するような優秀な成績を収めた場合。但し、参加したコンクール・展覧会の規模、難易度を学校側と都度協議の上、決定する。
3. 会長が次の(ア)または(イ)に相当すると認めた場合、学校と協議のうえ会長賞を贈ることができる。但し、会長は会長賞を贈った理由を部長会で報告しなければならない。
 - (ア) 1 及び 2 の大会等以外の活動において、顕著な成績等を収めた場合。
 - (イ) 学校諸行事・地域活動等に貢献した場合。

第 3 条 金額については次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------------|
| ・ 県 大 会 | 1 0, 0 0 0 円 |
| ・ 関 東 大 会 | 2 0, 0 0 0 円 |
| ・ 全 国 大 会 | 3 0, 0 0 0 円 |
| ・ 会 長 賞 | 3, 0 0 0 円 |

第 4 条 第 2 条 1 又は 2 に該当する場合、会長は部長の請求をもって第 3 条の金額を支出する。

第 2 条 3 に該当する場合、会長は部に対して第 3 条で定める会長賞の金額を支出する。

第 5 条 この内規の改廃等については、部長会において協議する。

附 則 この内規は、平成 1 0 年 4 月 1 日より施行する。

この内規は、平成 1 3 年 4 月 2 1 日正副部長会において一部改正し、

平成 1 3 年 5 月 1 日より施行する。

この内規は、平成 1 7 年 4 月 2 1 日正副部長会において一部改正し、

平成 1 7 年 5 月 1 日より施行する。

この内規は、平成 2 1 年 4 月 1 6 日正副部長会において一部改正し、

平成 2 1 年 5 月 1 日より施行する。

この内規は、平成 2 6 年 4 月 1 8 日正副部長会において一部改正し、

平成 2 6 年 5 月 2 日より施行する。

この内規は、平成 2 7 年 4 月 1 7 日正副部長会において一部改正し、

平成 2 7 年 5 月 1 日より施行する。

この内規は、平成 2 8 年 4 月 1 5 日正副部長会において一部改正し、

平成 2 8 年 5 月 1 3 日より施行する。

この内規は、平成 3 1 年 4 月 1 7 日正副部長会において一部改正し、

令和元年 5 月 1 日より施行する。

この内規は、令和 3 年 4 月 1 7 日正副部長会が行えないため書面にて一部改正し、

令和 3 年 5 月 1 日より施行する。

さいたま市立大成中学校部活動育成会外部指導者委嘱要項

- 第 1 条 この要項は、さいたま市立大成中学校部活動育成会（以下「会」という）の部活動に対し、さらなる強化・充実を図るため顧問教職員の他に学校外部の人材を登用し、より専門的な技術指導等を施すことを目的とする。
- 第 2 条 委嘱者は、さいたま市立大成中学校部活動育成会会則第 9 条（以下「会則第 9 条」という）の規定に基づき、さいたま市立大成中学校部活動育成会会長（以下「会長」という）とする。
- 第 3 条 外部指導者は、会則第 9 条の規定により正副部長の推薦を受け、学校との協議の結果会長が承認した者とする。なお、委嘱に際しては以下の事項を考慮するものとする。
1. 指導者たるべき専門的技術を備えていること。
 2. 学校教育に対する理解と見識を備えていること。
- 第 4 条 外部指導者が第 1 条の趣旨にそぐわない状態があると認められる場合、会長は当該外部指導者を解任することができる。
- 第 5 条 外部指導者は、当該部活動における実技指導への協力・援助を行う。
- 第 6 条 委嘱期間は、単年度とする。
- 第 7 条 外部指導者への謝金等は、予算の範囲内において会が負担する。
- 第 8 条 この要項に定めるものの他、外部指導者委嘱に関して必要な事項は部長会の会議を経て会長が別に定める。
- 附 則 この要項は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
この要項は、平成 13 年 4 月 21 日正副部長会において一部改正し、
平成 13 年 5 月 1 日より施行する。
この要項は、平成 21 年 4 月 16 日正副部長会において一部改正し、
平成 21 年 5 月 1 日より実施する。
この要項は、令和 3 年 4 月 17 日正副部長会が行えないため書面にて一部改正し、
令和 3 年 5 月 1 日より実施する。

さいたま市立大成中学校部活動育成会外部指導者委嘱要項細則

1 趣 旨

この細則は、さいたま市立大成中学校部活動育成会（以下「会」という）が定める、さいたま市立大成中学校部活動育成会外部指導者委嘱要項（以下「要項」という）第8条の規定により、外部指導者の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 外部指導者の委嘱

原則として一部につき一名の外部指導者を委嘱する。ただし、部の実態に応じて学校と協議のうえ、複数名を委嘱することができる。

3 外部指導者の選任

外部指導者の委嘱を希望する部活動の部長は、要項第3条により推薦書（任意の様式）をさいたま市立大成中学校部活動育成会会長（以下「会長」という）に提出する。

4 外部指導者の解任

会長は、要項第4条の規定により外部指導者を解任する場合には、当該部活動の顧問及び正副部長の意見を聴取し、学校との協議を経なければならない。

5 指 導 時 間

指導時間は、学校が定めた活動時間内とする。

6 外部指導者の服務等

(1) 指導の日程・日時・時間帯等については、学校の運営に合わせて学校教育上支障のないよう実施する。

(2) 外部指導者は、指導にあっている間、当該部活動顧問の指導下にあるものとする。

7 指導内容及び方法

外部指導者は、指導内容及び会が別に定める心得について、あらかじめ当該部活動の顧問・正副部長と打ち合わせを行い、連携を密にし教育的な配慮のもと指導にあたる。

8 委 嘱 期 間

委嘱期間は、委嘱をした日から委嘱をした日の属する当該年度の末日までとする。ただし、当該部活動の部長から当該外部指導者の委嘱に関し特段の申し出がなく、かつ会長が学校と協議のうえ当該外部指導者の委嘱について承認する場合は、次年度も継続して当該外部指導者を委嘱することができる。この場合、前項3「外部指導者の選任」に規定する会長への推薦書の提出は省略できるものとする。

9 外部指導者への謝金等

(1) 外部指導者に対する謝金は、予算の範囲内において会が当該部活動の顧問を通して当該外部指導者に支払う。ただし本人の申し出があった場合謝金の支払いを行わないこともできる。

(2) 外部指導者のスポーツ傷害保険は、会が予算の範囲内において加入する。

10 そ の 他

この細則の事務は、会長が処理する。

この細則は、平成11年4月1日より施行する。

この細則は、平成13年4月21日正副部長会で一部改正し平成13年5月1日より実施する。

この細則は、平成21年4月16日正副部長会で一部改正し平成21年5月1日より実施する。